

関連事件	平	年	号	()
	平	年	号	()
	平	年	号	()
	平	年	号	()

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項								
(1) 被 疑 者	氏名	性別等	(6) 審 査 期 間	1 受 理	平 成 22 年 5 月 21 日	(8) 起 訴 相 当	起 訴 相 当	(8) 中 立 却 下 移 送	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号)			
	小沢 一郎 こと 小澤 一郎	男・・・1		○	2 第1回審査会議期日		平 成 22 年 7 月 13 日			不 起 訴 不 当		
		女・・・2			3 議 決		平 成 22 年 9 月 14 日			起 訴 猶 予		
		法 人 3			審査期間		1～3 年 3 月 25 日 間			法令上刑を免除すべき場合		
(2) 事 件 名	政治資金規正法違反	被疑事件	(準備)	1～2 年 1 月 22 日 間	(8) 不 起 訴 相 当	訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうか不明確であるか、犯罪の嫌疑が十分でない	(8) 中 立 却 下 移 送	申立権がない(法30条)				
(3) 受 理 区 分	申 立 て	・	・	・					・	・	・	申立代理人に代理権がない
職 権	・	・	・	・					・	・	・	同一事件について再度の申立てがなされた(法32条)
端 緒	・	・	・	・					・	・	・	同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8)
(4) 原 不 起 訴 処 分	起訴猶予	・	・	・	・	・	・	・	申立てが書面によらないでされた(法31条, 施行令18条)			
		嫌疑不十分	・	・	・	・	・	・	申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条, 施行令18条)			
		嫌疑なし	・	・	・	・	・	・	申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない			
		罪とならず	・	・	・	・	・	・	職権審査開始後次の事由が判明した			
検 察 官	検 事	・	・	・	・	・	・	・	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった(法30条, 施行令21条)			
		副 検 事	・	・	・	・	・	・	・	同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)		
		検 察 事 務 官	・	・	・	・	・	・	・	・		
(5) 申 立 人	氏名	性別等	(7) 審 査 等	証 人 等 の	検 察 官	・	・	・	・			
	資 格	男・・・1			延 べ 人 員	申 立 人	・	・	・	・		
		女・・・2			公 務 所 等 照 会 回 数	被 疑 者	・	・	・	・	・	
		法 人 3			証 人 召 喚 請 求 回 数	証 人	・	・	・	・	・	
弁 護 士 に よ る 申 立 代 理 の 有 無	・	・	起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求	平 成 22 年 5 月 24 日	不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	受 理	平 成 22 年 5 月 31 日	(7) 審 査 の 経 過 欄 議 決 書 作 成 の た め の 会 議 を 含 め る と 、 審 査 会 議 回 数 は 8 回 、 審 査 補 助 員 延 べ 出 頭 回 数 は 8 回 で あ る 。			
	・	・	審 査 補 助 員 延 べ 出 頭 数		1 人		7 回					